

## モニタリングポストの増設

県では、福島第一原子力発電所の事故の影響による環境放射線の監視強化のため、昨年度、県内 7 箇所、環境放射能水準調査用のモニタリングポストを設置し、4 月 2 日から測定を開始している。

また、今年度、防災区域の変更（UPZ の設定）を踏まえ、浜岡原子力発電所を基点とする半径 10～30km 圏内にモニタリングポストを設置することとしている。

## 1 環境放射能水準調査用モニタリングポストの設置

福島第一原子力発電所の事故直後から、臨時で可搬型モニタリングポストを県内 3 箇所に設置し、既設の固定型モニタリングポストと合わせて、事故による放射線の影響を監視してきた。

昨年度、国の第二次補正予算により県内 7 箇所に固定型モニタリングポストを増設することが可能となり、4 月 2 日から連続測定を開始している。

## 県内のモニタリングポストの測定箇所等

区 分	増設前（～4月1日）	増設後（4月2日～）
測定箇所	○固定型モニタリングポスト（既設） 県環境衛生科学研究所（静岡市）  ○可搬型モニタリングポスト（臨時） 県下田総合庁舎（下田市） 県東部総合庁舎（沼津市） 県中遠総合庁舎（磐田市）  【計 4 箇所】	○固定型モニタリングポスト（既設） 県環境衛生科学研究所（静岡市）  ○固定型モニタリングポスト（増設） <u>県下田総合庁舎（下田市）</u> 県熱海総合庁舎（熱海市） 県沼津土木修善寺支所（伊豆市） <u>県東部総合庁舎（沼津市）</u> 県藤枝総合庁舎（藤枝市） <u>県中遠総合庁舎（磐田市）</u> 県西部総合庁舎（浜松市）  【計 8 箇所】  注：_____の設置場所は、可搬型モニタリングポストからの切り替え。 可搬型モニタリングポスト 3 基は固定型の設置に伴い撤収

また、測定結果については、文部科学省のホームページ\*においてリアルタイムで公表（10分毎に更新）されていることから、これまで県が1日1回、ホームページで公表してきたモニタリングポストのデータについては、今後、一定の経過期間を経て、文部科学省のホームページへのリンクを掲載する形に改めていくこととする。

(※ URL: <http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/area.html>)

### 〔参考〕環境放射能水準調査の概要

- ・昭和29年のビキニ環礁核爆発実験を契機に、諸外国の核爆発実験による放射性降下物の影響を把握すること等を目的として、文部科学省が全国の47都道府県に委託をして調査を実施。
- ・静岡県では、モニタリングポストによる空間線量率の測定（上記8箇所）のほか、定時降水（御前崎市）の全ベータ放射能、降下物（静岡市）、環境試料（上水、土壌、ハウレンソウ、大根、茶葉）の核種分析等を実施。

## 2 10～30km 圏内モニタリングポストの設置

### (1) 経緯

福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力安全委員会では、防災指針見直しに係る検討が行われ、平成23年11月11日、原子力施設等防災専門部会において、従来の防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）に換え、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を設け、その範囲の目安を概ね30kmとする旨の考えが示された。

この状況を踏まえ、文部科学省では、拡大された区域（10～30km）における早急な監視体制構築のため、モニタリングポスト増設の予算措置を講じ、本県では、今年度、12箇所設置することとしている。

### (2) モニタリングポストの仕様

- ・浜岡原子力発電所周辺の環境放射線を測定するために設置している14箇所のモニタリングステーションとほぼ同程度の測定仕様とする。
- ・テレメータシステムにより環境放射線監視センター等において常時監視可能とする。  
（ホームページでもリアルタイムで測定値を公開予定）
- ・住民の方々に測定値を見てもらえるよう電光掲示板を設置する。

### (3) モニタリングポストの設置場所

#### ア 基本方針

- ・設置場所は、浜岡原子力発電所を基点とした半径10～20km、20～30kmの区域を、16方位に分割した場合の陸域6方位に区切ったセクタに1基ずつ設置することとする。

るが、水準調査用モニタリングポストの設置位置等を考慮する。

- ・半径 10km 圏内に全市内が入る御前崎市を除く各市町に 1 ヶ所以上を設置する。→ 藤枝市については、水準調査用ポストで代用予定。
- ・無償で使用でき、かつ、設置や維持管理に支障がでるおそれのない公有地とする。
- ・住民が測定値を確認しやすく、また、悪戯防止の観点から、人目の付きやすい場所とし、人口が多く集中し、防災拠点ともなる市役所等を利用する。

#### イ 今後の予定

～8月 設置場所の選定について、個別に対象市町と調整し、決定する。

9～10月 契約等の手続

10～3月 施工

4月～ 測定開始

#### 設置予定市町（別図参照）

方位	設置市町		備考
	10～20km	20～30km	
北東	吉田町	焼津市	
北北東	牧之原市	※	※水準調査用ポスト（藤枝総合庁舎）を活用
北	牧之原市	島田市	
北北西	菊川市	掛川市	
北西	掛川市	袋井市 森町	
西北西	掛川市	磐田市	

#### <設置場所の条件>

- ・ 6 m× 4 m以上の面積が必要。
- ・ 平坦な場所で、至近にコンクリート製の建物がないこと。
- ・ 立木の枝が覆いかぶさるような状態でないこと。

# 10~30km 圏内モニタリングポスト整備

